

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受けること又は支出をすることができない団体となった。

令和6年4月2日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名
井上末喜後援会	南島原市口之津町甲3192-7	井上 正也	井上 勝枝
中つか祐介後援会松良会	松浦市星鹿町北久保免550番地	永野 榮一	永野 榮一